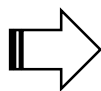


高校生年代までのお子さんを養育されている大網白里市在住の皆さま

令和6年10月分（令和6年12月支給分）から

児童手当の制度が変わります！

	変更前
	令和6年9月分 (令和6年10月支給分)まで
3歳未満	月額1名あたり 15,000 円
3歳から 小学生まで	第2子まで 月額1名あたり 10,000 円 第3子以降 月額1名あたり 15,000 円
中学生	月額1名あたり 10,000 円
高校生	なし
所得制限	あり
特例給付	月額1名あたり 5,000 円
多子加算対象	18歳に達した年度末までのお子さん(高校生年代)
支給回数	年3回(2月・6月・10月)



	変更後
	令和6年10月分 (令和6年12月支給分)から
3歳未満	第2子まで 月額1名あたり 15,000 円 第3子以降 月額1名あたり 30,000 円
3歳から 高校生まで	第2子まで 月額1名あたり 10,000 円 第3子以降 月額1名あたり 30,000 円
所得制限	なし
特例給付	廃止
多子加算対象	22歳に達した年度末までのお子さん(大学生年代)
支給回数	年6回(2月・4月・6月・8月・10月・12月)

1 支給対象年齢の拡大

高校生年代(18歳年度末)までのお子さんが児童手当の支給対象となります

2 所得制限の撤廃

所得による制限がなくなります

3 多子加算の拡充

第3子以降は月額1名あたり3万円となります

4 多子加算のお子さんの年齢拡充

第3子以降のカウントの対象が大学生年代(22歳年度末まで)までのお子さんとなります

5 支給月が2か月に1回の偶数月

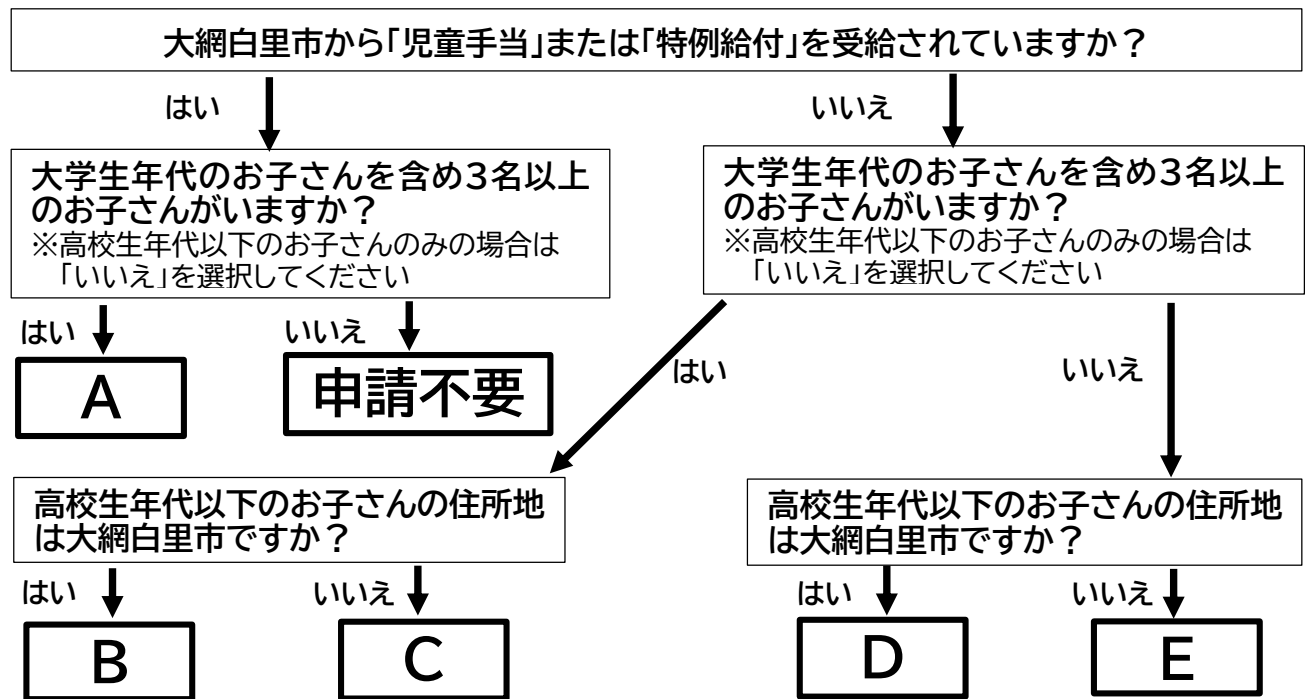
支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月となります

支給にあたって「申請が必要な方」と「申請が不要な方」がいらっしゃいます

必ず裏面をご確認ください

公務員の方は勤務先へご確認ください

● 申請対象者



● 申請書類

A の方	☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書(個人番号の欄には12ケタのマイナンバーをご記入ください) ☐ 本人確認書類の写し
B の方	☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書(個人番号の欄には12ケタのマイナンバーをご記入ください) ☐ 本人確認書類の写し ☐ 児童手当認定請求書 ☐ 振込口座の写し
C の方	☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書(個人番号の欄には12ケタのマイナンバーをご記入ください) ☐ 本人確認書類の写し ☐ 児童手当認定請求書 ☐ 振込口座の写し ☐ 別居監護申立書
D の方	☐ 本人確認書類の写し ☐ 児童手当認定請求書 ☐ 振込口座の写し
E の方	☐ 本人確認書類の写し ☐ 児童手当認定請求書 ☐ 振込口座の写し ☐ 別居監護申立書

※ 申請が不要な方

現在、児童手当(特例給付)を受給されている方で、対象年齢の拡充により、新たに対象となるお子さんがいる場合などについては、令和6年12月の支給日までに市から「お知らせ」をお送りする予定です

● 申請は窓口の混雑を避けるため、郵送をお願いします ※組立式の封筒を同封しています

申請書類に必要な事項をご記入の上、同封の組立式の封筒に入れ、ご返送ください。

※子育て支援課へご持参いただいても受け付けさせていただきます。

提出先:大網白里市大網115番地2 大網白里市役所 子育て支援課

申請期限:令和6年10月15日(火)

申請期限までに申請をされた場合は、令和6年12月から支給されます

なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日までに申請いただければ、令和6年10月分から遡って支給されます
令和7年4月1日以降の申請は、申請された月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください

大網白里市 子育て支援課 児童家庭班 0475-70-0331(平日 8:30-17:15)